九六・〇九			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一〇			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一一			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一二			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一三			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一四		九六一四・〇〇	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一五			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一六			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一七		九六一七・〇〇	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一八		九六一八・〇〇	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一九		九六一九・〇〇	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第二部	第九七類		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈1　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、次の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蚊加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕（しょく）加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39) ストレッチ加工
(40) 防ダニ加工
(41) ＵＶカット加工
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43) 吸水加工
(44) 防水加工
(45) はっ水加工
(46) ウェットデカタイジング
(47) 防風加工
(48) 針布起毛

注釈2　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五〇類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

附属書二の付表　繊維及び繊維製品の品目別規則（第五〇類から第六三類まで）

A　糸

締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程		統一システムの番号
	紡毛工程又は梳（そ）毛工程	
紡績工程		
必要	適用なし	五〇・〇五―五〇・〇六 五一・〇六―五一・一〇
必要	必要	五二・〇四―五二・〇七
必要	適用なし	五三・〇六―五三・〇八 五四・〇一―五四・〇六
必要	必要	五五・〇八―五五・一一